

令和 6 年度合志市国民保護計画新旧対比表

青字：国及び県の修正に基づく修正

赤字：合志市独自の修正（組織改編、経年変化、記載要領変更等）

令和6年度合志市国民保護計画新旧対比表

編	章	項	5年度	6年度	理 由	頁
第1編 ～ 第5編			項目等番号		書式統一	5 ～ 85
			1 (1) ○ ① ア	1 (1) ア (ア) a (a)		
			1 地形	1 地 形		

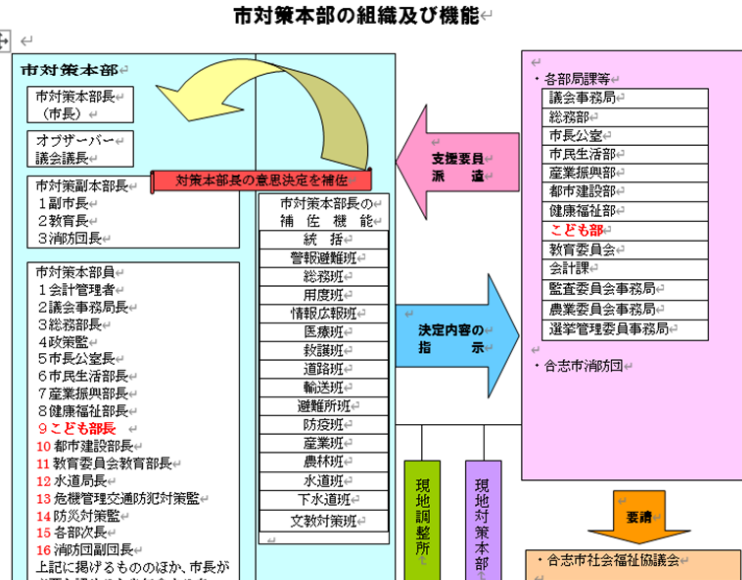
編	章	項	5年度	6年度	理 由	頁																																																																																																																																																																																																				
第1編	第4章		(2) 気 候 気温、降水量等の平均値 グラフの更新 気温、降水量等の平均値（観測点：熊本県菊池）統計期間1981～2010年 [※] <table><tr><th>月</th><th>平均気温[※] ℃</th><th>最高気温[※] ℃</th><th>最低気温[※] ℃</th><th>平均風速[※] m/s</th><th>日照時間[※] 時間</th><th>降水量[※] mm</th></tr><tr><td>1月</td><td>4.2</td><td>9.9</td><td>-1.2</td><td>1.4</td><td>128.2</td><td>58.1</td></tr><tr><td>2月</td><td>5.7</td><td>11.7</td><td>0.0</td><td>1.6</td><td>139.8</td><td>77.6</td></tr><tr><td>3月</td><td>9.3</td><td>15.3</td><td>3.3</td><td>1.8</td><td>156.3</td><td>132.0</td></tr><tr><td>4月</td><td>14.4</td><td>20.8</td><td>8.0</td><td>1.8</td><td>179.6</td><td>138.4</td></tr><tr><td>5月</td><td>19.0</td><td>25.3</td><td>13.1</td><td>1.7</td><td>179.8</td><td>186.1</td></tr><tr><td>6月</td><td>22.7</td><td>27.9</td><td>18.3</td><td>1.7</td><td>131.7</td><td>372.1</td></tr><tr><td>7月</td><td>26.4</td><td>31.2</td><td>22.6</td><td>1.7</td><td>174.2</td><td>371.6</td></tr><tr><td>8月</td><td>27.0</td><td>32.6</td><td>22.8</td><td>1.7</td><td>203.3</td><td>173.6</td></tr><tr><td>9月</td><td>23.5</td><td>29.3</td><td>18.8</td><td>1.5</td><td>177.2</td><td>169.0</td></tr><tr><td>10月</td><td>17.5</td><td>24.1</td><td>11.6</td><td>1.4</td><td>187.4</td><td>79.8</td></tr><tr><td>11月</td><td>11.5</td><td>18.1</td><td>5.6</td><td>1.3</td><td>154.1</td><td>79.1</td></tr><tr><td>12月</td><td>6.2</td><td>12.4</td><td>0.5</td><td>1.3</td><td>145.0</td><td>51.7</td></tr><tr><td>全年</td><td>15.6</td><td>21.6</td><td>10.3</td><td>1.6</td><td>1951.4</td><td>1881.8</td></tr></table> 資料：気象庁 [※] 平均気温 降水量	月	平均気温 [※] ℃	最高気温 [※] ℃	最低気温 [※] ℃	平均風速 [※] m/s	日照時間 [※] 時間	降水量 [※] mm	1月	4.2	9.9	-1.2	1.4	128.2	58.1	2月	5.7	11.7	0.0	1.6	139.8	77.6	3月	9.3	15.3	3.3	1.8	156.3	132.0	4月	14.4	20.8	8.0	1.8	179.6	138.4	5月	19.0	25.3	13.1	1.7	179.8	186.1	6月	22.7	27.9	18.3	1.7	131.7	372.1	7月	26.4	31.2	22.6	1.7	174.2	371.6	8月	27.0	32.6	22.8	1.7	203.3	173.6	9月	23.5	29.3	18.8	1.5	177.2	169.0	10月	17.5	24.1	11.6	1.4	187.4	79.8	11月	11.5	18.1	5.6	1.3	154.1	79.1	12月	6.2	12.4	0.5	1.3	145.0	51.7	全年	15.6	21.6	10.3	1.6	1951.4	1881.8	(2) 気 候 気温、降水量等の平均値 グラフの更新 気温、降水量等の平均値（観測点：熊本県菊池）統計期間1991～2020年 [※] <table><tr><th>月</th><th>平均気温[※] ℃</th><th>最高気温[※] ℃</th><th>最低気温[※] ℃</th><th>平均風速[※] m/s</th><th>日照時間[※] 時間</th><th>降水量[※] mm</th></tr><tr><td>1月</td><td>4.4</td><td>10.2</td><td>-1.0</td><td>1.5</td><td>133.3</td><td>55.0</td></tr><tr><td>2月</td><td>6.0</td><td>12.0</td><td>0.1</td><td>1.8</td><td>139.9</td><td>79.6</td></tr><tr><td>3月</td><td>9.5</td><td>15.7</td><td>3.4</td><td>1.9</td><td>163.8</td><td>122.9</td></tr><tr><td>4月</td><td>14.6</td><td>21.0</td><td>8.2</td><td>1.9</td><td>178.9</td><td>139.6</td></tr><tr><td>5月</td><td>19.5</td><td>25.8</td><td>13.5</td><td>1.8</td><td>182.9</td><td>157.7</td></tr><tr><td>6月</td><td>23.0</td><td>28.0</td><td>18.7</td><td>1.7</td><td>111.9</td><td>400.9</td></tr><tr><td>7月</td><td>26.6</td><td>31.4</td><td>22.9</td><td>1.8</td><td>162.2</td><td>381.4</td></tr><tr><td>8月</td><td>27.4</td><td>32.9</td><td>23.2</td><td>1.9</td><td>197.4</td><td>181.8</td></tr><tr><td>9月</td><td>23.9</td><td>29.7</td><td>19.2</td><td>1.7</td><td>170.1</td><td>168.9</td></tr><tr><td>10月</td><td>18.0</td><td>24.6</td><td>12.2</td><td>1.6</td><td>181.2</td><td>82.3</td></tr><tr><td>11月</td><td>11.9</td><td>18.4</td><td>6.1</td><td>1.3</td><td>150.4</td><td>83.9</td></tr><tr><td>12月</td><td>6.4</td><td>12.4</td><td>0.7</td><td>1.5</td><td>138.2</td><td>61.3</td></tr><tr><td>全年</td><td>15.9</td><td>21.8</td><td>10.6</td><td>1.7</td><td>1918.8</td><td>1915.1</td></tr></table> 資料：気象庁 [※]	月	平均気温 [※] ℃	最高気温 [※] ℃	最低気温 [※] ℃	平均風速 [※] m/s	日照時間 [※] 時間	降水量 [※] mm	1月	4.4	10.2	-1.0	1.5	133.3	55.0	2月	6.0	12.0	0.1	1.8	139.9	79.6	3月	9.5	15.7	3.4	1.9	163.8	122.9	4月	14.6	21.0	8.2	1.9	178.9	139.6	5月	19.5	25.8	13.5	1.8	182.9	157.7	6月	23.0	28.0	18.7	1.7	111.9	400.9	7月	26.6	31.4	22.9	1.8	162.2	381.4	8月	27.4	32.9	23.2	1.9	197.4	181.8	9月	23.9	29.7	19.2	1.7	170.1	168.9	10月	18.0	24.6	12.2	1.6	181.2	82.3	11月	11.9	18.4	6.1	1.3	150.4	83.9	12月	6.4	12.4	0.7	1.5	138.2	61.3	全年	15.9	21.8	10.6	1.7	1918.8	1915.1	統計期間 更新	10
			月	平均気温 [※] ℃	最高気温 [※] ℃	最低気温 [※] ℃	平均風速 [※] m/s	日照時間 [※] 時間	降水量 [※] mm																																																																																																																																																																																																	
1月	4.2	9.9	-1.2	1.4	128.2	58.1																																																																																																																																																																																																				
2月	5.7	11.7	0.0	1.6	139.8	77.6																																																																																																																																																																																																				
3月	9.3	15.3	3.3	1.8	156.3	132.0																																																																																																																																																																																																				
4月	14.4	20.8	8.0	1.8	179.6	138.4																																																																																																																																																																																																				
5月	19.0	25.3	13.1	1.7	179.8	186.1																																																																																																																																																																																																				
6月	22.7	27.9	18.3	1.7	131.7	372.1																																																																																																																																																																																																				
7月	26.4	31.2	22.6	1.7	174.2	371.6																																																																																																																																																																																																				
8月	27.0	32.6	22.8	1.7	203.3	173.6																																																																																																																																																																																																				
9月	23.5	29.3	18.8	1.5	177.2	169.0																																																																																																																																																																																																				
10月	17.5	24.1	11.6	1.4	187.4	79.8																																																																																																																																																																																																				
11月	11.5	18.1	5.6	1.3	154.1	79.1																																																																																																																																																																																																				
12月	6.2	12.4	0.5	1.3	145.0	51.7																																																																																																																																																																																																				
全年	15.6	21.6	10.3	1.6	1951.4	1881.8																																																																																																																																																																																																				
月	平均気温 [※] ℃	最高気温 [※] ℃	最低気温 [※] ℃	平均風速 [※] m/s	日照時間 [※] 時間	降水量 [※] mm																																																																																																																																																																																																				
1月	4.4	10.2	-1.0	1.5	133.3	55.0																																																																																																																																																																																																				
2月	6.0	12.0	0.1	1.8	139.9	79.6																																																																																																																																																																																																				
3月	9.5	15.7	3.4	1.9	163.8	122.9																																																																																																																																																																																																				
4月	14.6	21.0	8.2	1.9	178.9	139.6																																																																																																																																																																																																				
5月	19.5	25.8	13.5	1.8	182.9	157.7																																																																																																																																																																																																				
6月	23.0	28.0	18.7	1.7	111.9	400.9																																																																																																																																																																																																				
7月	26.6	31.4	22.9	1.8	162.2	381.4																																																																																																																																																																																																				
8月	27.4	32.9	23.2	1.9	197.4	181.8																																																																																																																																																																																																				
9月	23.9	29.7	19.2	1.7	170.1	168.9																																																																																																																																																																																																				
10月	18.0	24.6	12.2	1.6	181.2	82.3																																																																																																																																																																																																				
11月	11.9	18.4	6.1	1.3	150.4	83.9																																																																																																																																																																																																				
12月	6.4	12.4	0.7	1.5	138.2	61.3																																																																																																																																																																																																				
全年	15.9	21.8	10.6	1.7	1918.8	1915.1																																																																																																																																																																																																				

編	章	項	5年度	6年度	理 由	頁																																																																																				
第1編	第 4 章		(3) 人口分布 大字別人口集計表 令和 5 年 4 月 1 日現在 大字別人口集計表 [㊦] <table><tr><th>大字名[㊦]</th><th>大字別[㊦] 人口(人)[㊦]</th><th>大字別[㊦] 世帯数[㊦] (戸)[㊦]</th><th>大字名[㊦]</th><th>大字別[㊦] 人口(人)[㊦]</th><th>大字別[㊦] 世帯数[㊦] (戸)[㊦]</th></tr><tr><td>上[㊦]庄[㊦]</td><td>744[㊦]</td><td>277[㊦]</td><td>合[㊦]生[㊦]</td><td>1,543[㊦]</td><td>684[㊦]</td></tr><tr><td>幾久富[㊦]</td><td>11,382[㊦]</td><td>4,845[㊦]</td><td>須[㊦]屋[㊦]</td><td>25,288[㊦]</td><td>10,440[㊦]</td></tr><tr><td>栄[㊦]</td><td>2,619[㊦]</td><td>999[㊦]</td><td>野々島[㊦]</td><td>4,090[㊦]</td><td>1,534[㊦]</td></tr><tr><td>竹[㊦]迫[㊦]</td><td>863[㊦]</td><td>371[㊦]</td><td>御代志[㊦]</td><td>6,145[㊦]</td><td>2,453[㊦]</td></tr><tr><td>豊[㊦]岡[㊦]</td><td>10,584[㊦]</td><td>4,009[㊦]</td><td>上[㊦]生[㊦]</td><td>208[㊦]</td><td>91[㊦]</td></tr><tr><td>福[㊦]原[㊦]</td><td>930[㊦]</td><td>402[㊦]</td><td>合[㊦]計[㊦]</td><td>64,396[㊦]</td><td>26,105[㊦]</td></tr></table> 注[㊦] 人口は令和5年4月1日現在。[㊦] 参考：合志市の人口密度[㊦]1,161.35人/km2[㊦](令和2年国勢調査)[㊦] 年齢別人口分布図(令和5年4月1日現在)[㊦]□□□[㊦] 	大字名 [㊦]	大字別 [㊦] 人口(人) [㊦]	大字別 [㊦] 世帯数 [㊦] (戸) [㊦]	大字名 [㊦]	大字別 [㊦] 人口(人) [㊦]	大字別 [㊦] 世帯数 [㊦] (戸) [㊦]	上 [㊦] 庄 [㊦]	744 [㊦]	277 [㊦]	合 [㊦] 生 [㊦]	1,543 [㊦]	684 [㊦]	幾久富 [㊦]	11,382 [㊦]	4,845 [㊦]	須 [㊦] 屋 [㊦]	25,288 [㊦]	10,440 [㊦]	栄 [㊦]	2,619 [㊦]	999 [㊦]	野々島 [㊦]	4,090 [㊦]	1,534 [㊦]	竹 [㊦] 迫 [㊦]	863 [㊦]	371 [㊦]	御代志 [㊦]	6,145 [㊦]	2,453 [㊦]	豊 [㊦] 岡 [㊦]	10,584 [㊦]	4,009 [㊦]	上 [㊦] 生 [㊦]	208 [㊦]	91 [㊦]	福 [㊦] 原 [㊦]	930 [㊦]	402 [㊦]	合 [㊦] 計 [㊦]	64,396 [㊦]	26,105 [㊦]	(3) 人口分布 大字別人口集計表 令和 6 年 4 月 1 日現在 大字別人口集計表 [㊦] <table><tr><th>大字名[㊦]</th><th>大字別[㊦] 人口(人)[㊦]</th><th>大字別[㊦] 世帯数[㊦] (戸)[㊦]</th><th>大字名[㊦]</th><th>大字別[㊦] 人口(人)[㊦]</th><th>大字別[㊦] 世帯数[㊦] (戸)[㊦]</th></tr><tr><td>上[㊦]庄[㊦]</td><td>739[㊦]</td><td>278[㊦]</td><td>合[㊦]生[㊦]</td><td>1,618[㊦]</td><td>705[㊦]</td></tr><tr><td>幾久富[㊦]</td><td>11,460[㊦]</td><td>4,926[㊦]</td><td>須[㊦]屋[㊦]</td><td>25,217[㊦]</td><td>10,505[㊦]</td></tr><tr><td>栄[㊦]</td><td>2,605[㊦]</td><td>1,003[㊦]</td><td>野々島[㊦]</td><td>4,199[㊦]</td><td>1,572[㊦]</td></tr><tr><td>竹[㊦]迫[㊦]</td><td>895[㊦]</td><td>394[㊦]</td><td>御代志[㊦]</td><td>6,333[㊦]</td><td>2,529[㊦]</td></tr><tr><td>豊[㊦]岡[㊦]</td><td>10,656[㊦]</td><td>4,084[㊦]</td><td>上[㊦]生[㊦]</td><td>199[㊦]</td><td>88[㊦]</td></tr><tr><td>福[㊦]原[㊦]</td><td>940[㊦]</td><td>405[㊦]</td><td>合[㊦]計[㊦]</td><td>64,861[㊦]</td><td>26,489[㊦]</td></tr></table> 注) 人口は令和6年4月1日現在。[㊦] 参考：合志市の人口密度 1,161.35人/km2 (令和2年国勢調査)[㊦] 年齢別人口分布図(令和6年4月1日現在)[㊦] 	大字名 [㊦]	大字別 [㊦] 人口(人) [㊦]	大字別 [㊦] 世帯数 [㊦] (戸) [㊦]	大字名 [㊦]	大字別 [㊦] 人口(人) [㊦]	大字別 [㊦] 世帯数 [㊦] (戸) [㊦]	上 [㊦] 庄 [㊦]	739 [㊦]	278 [㊦]	合 [㊦] 生 [㊦]	1,618 [㊦]	705 [㊦]	幾久富 [㊦]	11,460 [㊦]	4,926 [㊦]	須 [㊦] 屋 [㊦]	25,217 [㊦]	10,505 [㊦]	栄 [㊦]	2,605 [㊦]	1,003 [㊦]	野々島 [㊦]	4,199 [㊦]	1,572 [㊦]	竹 [㊦] 迫 [㊦]	895 [㊦]	394 [㊦]	御代志 [㊦]	6,333 [㊦]	2,529 [㊦]	豊 [㊦] 岡 [㊦]	10,656 [㊦]	4,084 [㊦]	上 [㊦] 生 [㊦]	199 [㊦]	88 [㊦]	福 [㊦] 原 [㊦]	940 [㊦]	405 [㊦]	合 [㊦] 計 [㊦]	64,861 [㊦]	26,489 [㊦]	統計時期 更新	11
			大字名 [㊦]	大字別 [㊦] 人口(人) [㊦]	大字別 [㊦] 世帯数 [㊦] (戸) [㊦]	大字名 [㊦]	大字別 [㊦] 人口(人) [㊦]	大字別 [㊦] 世帯数 [㊦] (戸) [㊦]																																																																																		
上 [㊦] 庄 [㊦]	744 [㊦]	277 [㊦]	合 [㊦] 生 [㊦]	1,543 [㊦]	684 [㊦]																																																																																					
幾久富 [㊦]	11,382 [㊦]	4,845 [㊦]	須 [㊦] 屋 [㊦]	25,288 [㊦]	10,440 [㊦]																																																																																					
栄 [㊦]	2,619 [㊦]	999 [㊦]	野々島 [㊦]	4,090 [㊦]	1,534 [㊦]																																																																																					
竹 [㊦] 迫 [㊦]	863 [㊦]	371 [㊦]	御代志 [㊦]	6,145 [㊦]	2,453 [㊦]																																																																																					
豊 [㊦] 岡 [㊦]	10,584 [㊦]	4,009 [㊦]	上 [㊦] 生 [㊦]	208 [㊦]	91 [㊦]																																																																																					
福 [㊦] 原 [㊦]	930 [㊦]	402 [㊦]	合 [㊦] 計 [㊦]	64,396 [㊦]	26,105 [㊦]																																																																																					
大字名 [㊦]	大字別 [㊦] 人口(人) [㊦]	大字別 [㊦] 世帯数 [㊦] (戸) [㊦]	大字名 [㊦]	大字別 [㊦] 人口(人) [㊦]	大字別 [㊦] 世帯数 [㊦] (戸) [㊦]																																																																																					
上 [㊦] 庄 [㊦]	739 [㊦]	278 [㊦]	合 [㊦] 生 [㊦]	1,618 [㊦]	705 [㊦]																																																																																					
幾久富 [㊦]	11,460 [㊦]	4,926 [㊦]	須 [㊦] 屋 [㊦]	25,217 [㊦]	10,505 [㊦]																																																																																					
栄 [㊦]	2,605 [㊦]	1,003 [㊦]	野々島 [㊦]	4,199 [㊦]	1,572 [㊦]																																																																																					
竹 [㊦] 迫 [㊦]	895 [㊦]	394 [㊦]	御代志 [㊦]	6,333 [㊦]	2,529 [㊦]																																																																																					
豊 [㊦] 岡 [㊦]	10,656 [㊦]	4,084 [㊦]	上 [㊦] 生 [㊦]	199 [㊦]	88 [㊦]																																																																																					
福 [㊦] 原 [㊦]	940 [㊦]	405 [㊦]	合 [㊦] 計 [㊦]	64,861 [㊦]	26,489 [㊦]																																																																																					

編	章	項	5年度	6年度	理 由	頁	
第 1 編	第 4 章	(4) 道路の位置等 合志市の幹線道路網については、国道387号をはじめ県道30号(大津植木線)、県道37号(熊本菊鹿線)、県道49号(熊本大津線)、県道316号(住吉熊本線) 県道341号(大津西合志線) など主要県道が走り、平成19年度には熊本北バイパスが、平成30年12月には大津植木線バイパスが国道387号と接続し供用開始された。また、南西部には九州縦貫自動車道が南北方向に縦断し、熊本インターチェンジや植木インターチェンジが近接するほか、平成31年3月には北熊本スマートインターチェンジが開通し阿蘇・熊本市方面をはじめ、福岡方面や宮崎・鹿児島方面への利便性がさらに高まってきている。	(4) 道路の 状況 等 合志市の幹線道路網については、国道387号をはじめ県道30号(大津植木線)、県道37号(熊本菊鹿線)、県道49号(熊本大津線)、県道316号(住吉熊本線) 県道341号(大津西合志線) など主要県道が走り、平成19年度には熊本北バイパスが、平成30年12月には大津植木線バイパスが国道387号と接続し供用開始された。また、南西部には九州縦貫自動車道が南北方向に縦断し、熊本インターチェンジや植木インターチェンジが近接するほか、平成31年3月には北熊本スマートインターチェンジが開通し阿蘇・熊本市方面をはじめ、福岡方面や宮崎・鹿児島方面への利便性がさらに高まってきている が、令和4年4月、菊陽町に T S M C (台湾積体電路製造) 及び同子会社 J A S M (Japan Advanced Semiconductor Manufacturing株式会社) が進出し、第 1 工場の建設及び令和6年1月の工場稼働に伴い工場近傍の県道30号、県道138号及び県道341号は出勤退社時間帯の渋滞が常態化している。	用語の適正化 近年の交通状況を付記	12		
		(5) 鉄道、空港、港湾の位置等 公共交通機関については、市内中央西側に私鉄：熊本電気鉄道が南北方向に縦断しており、7駅(御代志、再春荘前、熊本高専前、黒石、三ツ石、須屋、新須屋) が配置されている。 空港は、市中心部から南東へ約 1 5 k m に位置する、第 2 種空港の熊本空港があり、 3 , 0 0 0 m の滑走路を有している。	(5) 鉄道 及び 空港の 状況 等 鉄道 は、市内中央西側に私鉄：熊本電気鉄道が南北方向に縦断しており、7駅(御代志、再春荘前、熊本高専前、黒石、三ツ石、須屋、新須屋) が配置されている。 空港は、市中心部から南東へ約 1 5 k m に位置する第 2 種空港の熊本空港があり、 3 , 0 0 0 m の滑走路を有している。	用語の適正化(港湾は存在しない)			
第 2 編	第 1 章	1 市の各課(局)室における平素の業務 市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。 【市の各部局における平素の業務】	1 市の各課(局)室における平素の業務 市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。 【市の各部局における平素の業務】 表中に <table><tr><td>こども部^①</td><td>こども・子育て支援、母子保健、女性相談に関すること^②</td></tr></table> を追加	こども部 ^①	こども・子育て支援、母子保健、女性相談に関すること ^②	R6.4.1機構改革による修正	18
こども部 ^①	こども・子育て支援、母子保健、女性相談に関すること ^②						

編	章	項	5年度		理 由	頁
第2編	第1章	第4	2 警報等の伝達に必要な準備 (3) 県警察との連携 追 加	2 警報等の伝達に必要な準備 (3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備 市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。 (4) 県警察との連携（略）	県危防第35号（R6.4.12）によりH30.2未反映部分を追記	26
			3 安否情報の収集・報告に必要な準備 (1) 安否情報の種類並びに収集及び報告の様式 避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報の種類は、以下のとおりであり、市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）（略）	3 安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類並びに収集及び報告の様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関し、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号（P 87に掲載）及び様式第2号（P 88に掲載）により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。	過去未反映部分の修正 未反映部分を追記	26
	第2章		1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。（略） (3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。（略）	1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、避難行動要支援者名簿等必要な基礎的資料を準備する。（略） (3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。（略）	未反映部分を修正	29

編	章	項	5年度	6年度	理 由	頁
第2編	第2章		1 避難に関する基本的事項 末尾に追加	1 避難に関する基本的事項 ※【避難行動要支援者名簿について】 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。 避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。 また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。	未反映部分を追記	30
第2編	第3章		1 市における備蓄 (1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。	1 市における備蓄 (1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、（略）武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。	未反映部分を追記	32
	第3章		第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 1 事態認定前における緊急事態連絡本部の設置及び初動措置 (1) 緊急事態連絡本部の設置 【市緊急事態連絡本部の構成等】〈イメージ〉 本部室 医療班（健康づくり推進課長）	第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 1 事態認定前における緊急事態連絡本部の設置及び初動措置 (1) 緊急事態連絡本部の設置 【市緊急事態連絡本部の構成等】〈イメージ〉 本部員に こども部長 を追加 本部室 医療班（健康ほけん課長）に変更	R6.4.1機構改革による修正	36

編	章	項	5年度	6年度	理 由	頁
第3篇	第2章	1 市対策本部の設置 (3) 市対策本部の組織構成及び機能		1 市対策本部の設置 (3) 市対策本部の組織構成及び機能 こども部長、こども部の追加 市対策本部の組織及び機能 	R6.4.1機構改革による修正	40
		③ 市対策本部長の補佐機能の編成 表中、救護班の機能 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項		ウ 市対策本部長の補佐機能の編成 表中、救護班の機能に追加 高齢者、こども、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項		
		④ 市の各部局課の武力攻撃事態における業務		エ 市の各部局課の武力攻撃事態における業務 こども部 こども・子育て支援、母子保健、女性相談に関すること を追加		

編	章	項	5年度	6年度	理 由	頁
第3編	第3章		1 国の事態等対策本部・県の対策本部との連携 (2) 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。	1 国の事態等対策本部・県の対策本部との連携 (2) 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。	未反映部分を追記	46
第3編	第4章	第1	2 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。 (略) (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	2 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。 (略) ※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。 (略) (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	未反映部分を追記 修正	50 51

編	章	項	5 年度	6 年度	理由	頁
第 3 編	第 4 章	第 2	2 避難実施要領の策定 (4) 避難実施要領の策定に際しにおける考慮事項 ⑥ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）	2 避難実施要領の策定 (4) 避難実施要領の策定に際しにおける考慮事項 ⑥ 要援護者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）	未反映部分を追記	55
第 3 編	第 4 章	第 2	3 避難住民の誘導 (6) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。なお、「避難支援プラン」を作成し、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考慮する。 ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。	3 避難住民の誘導 (6) 大規模集客施設等における避難 市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。 (7) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある）。 （ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。）	未反映部分を追記 修正	57

編	章	項	5 年度	6 年度	理由	頁
第 3 編	第 4 章		○ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市(町村)は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。	弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市(町村)は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。	用語の適正化等	59
第 3 編	第 5 章		3 救援の内容 (1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	3 救援の内容 (1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	未反映部分を修正	62

編	章	項	5 年度	6 年度	理由	頁
第 3 編	第 6 章	第 2 項	2 県に対する報告 市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号（P 9 0 に掲載）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	2 県に対する報告 市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号（P 9 3 に掲載）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	H30. 2 未反映部分を追記	66
第3編	第7章	第 4 項	1 武力攻撃原子力災害への対処 (1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ③ 市長は、知事から放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報について連絡を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関にその内容を連絡する。 追 加	1 武力攻撃原子力災害への対処 (1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ウ 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。 エ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。	H30. 2 未反映部分を追記	75

編	章	項	5 年度	6 年度	理由	頁
第3編	第7章	第 4	1 武力攻撃原子力災害への対処 (2) 住民の避難誘導 (略) (4) 安定ヨウ素剤の服用 市は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。なお、安定ヨウ素剤の投与については熊本県地域防災計画の定め例を参照とする。	1 武力攻撃原子力災害への対処 (2) モニタリングの実施 市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、熊本県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。 (3) 住民の避難誘導 (略) (5) 安定ヨウ素剤の服用 市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施については、熊本県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。 (略) (7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施 市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、熊本県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。 (8) 飲食物の摂取制限等 市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、熊本県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。	H30.2 未反映部 分を追記	75 76